

## ■ TYPE-MOON管理のキャラクターを申請希望された方へ ■

今回のワンダーフェスティバル2025[夏]にて申請希望されました(有)ノーツ(TYPE-MOON)様管理のキャラクターについて下記のガイドラインが規定、提示されております。内容をご確認のうえ遵守してください。

TYPE-MOONの著作物を元に制作された造形物等の作品(以下、該当作品という。)に付きまして、下記の通りガイドラインを設けさせていただいております。

### [内容に対する規定]

弊社ガイドラインをご理解いただき、当日の会場に限定した販売であれば、TYPE-MOONより内容に対しての規制を行う事はありません。現在、商業ベースでの制作・販売に制限のある「原作イメージを損なう恐れのあるもの」「18禁要素を含むもの」等につきましても、基本的に制作・販売していただけます。

※ただし、「Fate/Samurai Remnant」については、

- ・「原作イメージを損なう恐れのあるもの」「18禁要素を含むもの」
- ・『Fate/Samurai Remnant』の公式イラストをモチーフにしたフィギュア(ポーズや構図が同じ物)

は「禁止」とさせていただきます。

※また、TYPE-MOON側で問題があると判断した場合には、お断りさせていただくことがあります。

### [サンプルに対する規定]

イベント当日に提出していただくサンプル数は以下の通りです。

- ・ 商品(キット)サンプル:不要
- ・ 完成品サンプル:ロイヤリティが発生する場合は“1個必要”
- ・ 完成品画像データ:4アングル(全身を前・後・俯瞰から写したもの+任意のアングル)を各1枚(計4枚)

完成品サンプルの提出数は申請時に明記してください(再販作品はサンプル提出不要)。

### [販売数量に対する規定]

下記のいずれかに該当する場合、全ての該当作品に関して、4%のロイヤリティを徴収させていただきます。該当すると思われるディーラー様は、申請時にその旨明記して下さい。

- ・1回のイベントにおける全該当作品の販売予定数を合計したものが300個以上の場合
- ・一該当作品の当日著作権許諾を開始後のイベントから、累計での販売予定数が100個以上となった場合(例:前回のイベント時の販売予定数が90個で、今回の販売予定数が10個の場合、累計数となる100個分のロイヤリティをお支払いいただきます)

また、一度ロイヤリティが発生したディーラー様は「ロイヤリティディーラー様」として次回以降の販売分にもロイヤリティが発生します。

- ・非ロイヤリティディーラー様→ロイヤリティディーラー様  
ロイヤリティディーラー様になったイベントで、出展されている全該当作品の累計総数に対して発生。
- ・ロイヤリティディーラー様  
今回申請された全該当作品の販売予定数に対して発生。

※累計数については各イベント(WF、トレジャーフェスタ等)毎の累計になります。

※TYPE-MOON側で必要と判断した場合につきましても、同様にロイヤリティをお支払いいただくことがあります。

※該当するにも関わらず申請しただけなかった場合には、販売を停止させていただくこともございますので、ご注意ください。

### [販売数量規定に当てはまらないディーラー様について]

申請に伴う事務手数料として、販売予定数1個につき「10円」を徴収させていただきます。

※販売数量規定に該当する場合には、事務手数料をお支払いいただく必要はありません。

### [証紙の取り扱いについて]

申請いただいた販売予定数分の証紙を発行いたします。該当作品に貼り付けてご使用ください。

※余った証紙につきましては、イベント終了後主催者にて回収しますので、指定の窓口に戻却してください。

上記内容をご確認頂き、各事項をご検討ください。また、本申請時に、今回提出できる完成品サンプル数をメールにて実行委員会(wf-license@kaiyodo.net)までご連絡ください。また、申請を行われる方は、上記に加え(有)ノーツ様HPに「著作権について」の内容もあわせてご確認、ご順守ください(<http://typemoon.com/copyright>)

不明な点、解釈に迷う点などがある場合はお問い合わせください。

※この書面は本申請の有無に関わらず、該当するキャラクターを申請希望された全ての方へ送付しております。